

入札公告

箕島中学校校舎等解体工事（第4工区）の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

令和5年3月15日

有田市長 望月良男

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 令和4年度 教総施 第11号
- (2) 工事名 箕島中学校校舎等解体工事（第4工区）
- (3) 工事場所 有田市箕島 地内
- (4) 工事概要 箕島中学校の校舎等の解体工事
 - ・体育館棟 RC造2階建 延面積 1154㎡
 - ・部室棟 B造1階建 延面積 216㎡
 - ・工作物 一式
- (5) 工期 令和5年11月30日まで
- (6) 予定価格 金62,530,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (7) 最低制限価格 金43,771,000円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）
- (8) 施工形態 単体
- (9) 支払条件 前払金 有
中間前払金 有
部分払 有（4回まで）
- (10) 契約の保証 要
- (11) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業であって、入札書を提出した日から落札業者を決定するまでの間に、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 公告日現在において、有田市の発注する建設工事の入札参加資格を有する者であること。
- エ 主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。）又は入札参加資格申請書における委任先事業

所（支社・営業所等）が有田市内にある者であり、過去3年間に有田市が発注する、解体工事部門の指名競争入札に指名された実績があること。

オ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

カ 有田市建設工事等契約に係る入札参加資格停止等の措置要綱（平成20年訓令第2号）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

キ 有田市建設工事等暴力団排除に関する措置要綱（平成22年訓令第47号）に基づく排除措置を受けている期間中でないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続または再生手続開始の決定を受けている者を除く。

ケ この入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

（ア） 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

コ 建設業法第27条の29第1項に定める総合評定値通知書における解体工事の総合評定

- 値（P点）（入札書を提出した日時時点で有効なもの。）が650点以上の者であること。
- サ 建設業法に基づく解体工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- シ 解体工事の監理技術者資格者証を有する者又は主任技術者の資格を有する者（ただし、当該企業に在籍する期間が入札書提出日において3か月を経過している者に限る。）を当該工事に専任で配置することができる者であること。なお営業所専任技術者との兼務は不可。また当該工事における下請金額の合計が4,500万円以上となる場合、解体工事の監理技術者資格者証を有する者を専任で配置すること。

3 入札参加手続き等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続き等は要しない。
- (2) 仕様書等は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
- ア 交付期間 令和5年3月15日(水)から令和5年3月22日(水)
有田市の休日を定める条例(平成3年条例第23号)第1条に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 交付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750(管財係直通)
FAX 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所等
- ア 閲覧期間 (2)のアに同じ
- イ 閲覧場所 (2)のイに同じ
- ウ 仕様書等の配布については以下のいずれかに行う。
- ① 仕様書等配布願（別記第1号様式）及び未使用のCD-R（書き換えが可能なCD-RWは不可。）を(2)のイの場所まで持参すること。
- ② 有田市発注の指名競争入札時にオンラインストレージを利用している者は、仕様書等配布願（別記第1号様式）を(2)のイに記載するFAX又はe-mail（到着確認の電話を行うこと。）にて提出すれば、オンラインストレージにて登録しているメールアドレスへURL等を送信する。

ただし、本入札に参加するために必要な要件を満たさないことが明らかな者には配布しない。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間

令和5年3月29日(水)から令和5年3月31日(金)までの3日間。受付期間最終日は午後4時までとする。

イ 受付方法 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成20年10月1日施行。以下「実施要領」という。）に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。（直接持参の場合、受付時間は午前9時から午後4時とする。）

なお、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで提出した場合は、提出後、ウの受付場所に到着確認の電話をすること。

ウ 受付場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所経営管理部総務課管財係
電話番号 0737-22-3750（管財係直通）
F A X 0737-82-1725
e-mail somu@city.arida.lg.jp

エ 回答日

令和5年4月5日（水）午後6時頃まで

オ 回答の閲覧方法 有田市ホームページ

（<https://www.city.arida.lg.jp/>）内に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 令和5年4月7日（金）から令和5年4月11日（火）まで

イ 提出先 〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

有田市役所経営管理部総務課管財係 行

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

（ア）封筒に下記書類等を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、企業名、建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載すること。

- ・入札書
- ・内訳書
- ・配置予定監理（主任）技術者の資格（監理技術者資格者証等）を証するもの。
- ・配置予定監理（主任）技術者の当該企業への在籍期間を証するもの（健康保険証等）。

（イ）入札書等は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送

すること。

(ウ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第14条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第15条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第16条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 令和5年4月12日(水) 午後2時10分

イ 開札場所 和歌山県有田市箕島50
有田市役所 設備棟多目的室

(2) 落札予定について

落札予定日 令和5年4月13日(木)

(3) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(4) 公表方法

開札状況及び入札結果は、総務課に掲示し、有田市ホームページ(<https://www.city.arida.lg.jp/>)内に掲載するものとする。

6 落札者の決定方法

(1) 予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 入札執行者は、(1)の落札者に該当する者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務

に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

7 留意事項

- (1) 入札の適正な競争性を確保するため、1者のみが参加した入札は取り止めることとする。
- (2) 契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

8 封筒の記載例

〒649-0399

日本郵便株式会社 箕島郵便局留

和歌山県有田市役所経営管理部総務課管財係 行

開札日 令和5年4月12日
工事年度・工事番号 令和4年度 教総施 第11号
工事名 箕島中学校校舎等解体工事（第4工区）
工事場所 有田市箕島 地内

企業名
建設業許可番号
担当者の所属及び氏名
担当者連絡先（電話番号）
担当者連絡先（ファクシミリ番号）

※箕島中学校校舎等解体工事（第1・3・5工区）に係る入札に参加する場合、それぞれ封筒を作成し、郵送すること。